

【個人情報ファイル簿】

個人情報ファイルの名称	情報提供後に伴うヒアリング実施・相談台帳
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 高齢者支援課
個人情報ファイルの利用目的	要支援者の状況把握、支援状況の記録をし、適切な対応をするため。
個人情報の記録項目	1：名前、2：地区、3：年齢、4：生活保護の有無、5：介護認定
記録される個人の範囲	認知症等の高齢者
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報の有無	☒ 有 ☐ 無
記録情報の経常的な提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 総務課 総務係 (所在地) 加古川市加古川町北在家 2000 消防庁舎 2 階 行政資料室
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令： 内 容：
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備考	

「法」・・・個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

「令」・・・個人情報保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）